

中小企業人材育成応援補助金

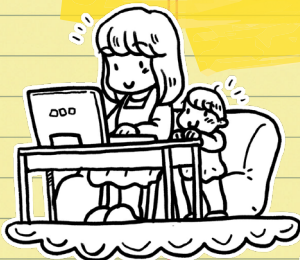
経営者や従業員の研修等の 学習費用を支援します！

市内の事業所に勤務する役員及び従業員のために業務上必要なスキルの習得やリカレント教育などの導入を促進し、人材の定着や労働生産性の向上に取り組む市内事業者に研修費・資格試験の受験料等を補助します！

経営者や若手従業員に
向けた人材育成のための
研修等



テレワークなどの
働き方改革や生産性向上など
経営に係る体制整備や
戦略を学ぶ研修等



こんな取組を
応援
します！

外国人従業員が
研修等を受講する
際の通訳料

中小企業大学校サテライト・ゼミの受講料も
この補助金の対象です！

リカレント教育のための
大学や教育機関等の受講料



業務上必要な資格試験の
受験料や登録料

例) バス運転士等



従業員向けのリスキングや
技術・知識等習得の
ための研修等



補助限度額

1人あたり 上限 5万円
1企業あたり 上限 20万円

補助率 2分の1

※予算が無くなり次第、受付を終了します

制度の概要

対象となる事業者

- 山口市内に主たる事業所を有する中小企業者
- 市税を滞納していないこと。
- 暴力団等反社会的勢力でないこと。

対象となる受講者

- 山口市内に勤務する常勤の役員及び正規従業員
※パート・アルバイトは除く

対象となる研修等

次の全てに該当するもの

- 業務上必要な能力の向上又は技術知識等の習得のための研修及び講習、資格試験等
- 実研修時間6時間以上のもの
※2月末日までに実施され支払いが完了するものに限ります。

次のいずれかの機関が実施するもの

- 公的研修・資格試験実施機関
- 試験研究機関、教育訓練機関、中小企業団体、事業協同組合等
- 専門的な研修、資格試験を行っている民間団体又は企業等

対象となる経費

- 謝金、委託料（研修業務委託費）、会場借上料、教材費、受講料、受験料、通訳料、資格登録料
- 補助率1/2以内
- 補助限度額
従業員等1人1回かぎり5万円を限度とし、1企業につき1年度20万円までとします。
※普通自動車第一種運転免許の取得や各種資格の更新に係る経費等は対象外です。
※国・県等から同様の趣旨の補助金等の交付を受けている場合は対象外です。



手続の流れ

※申請時には必ず市ウェブサイトで最新の情報をご確認ください。

事業認定申請

認定を受けた日以降の研修等に限ります

- 認定申請書（別記様式第1号）
- 実施事業概要書（別紙1）
- 研修・資格試験実施機関が発行する研修案内等
- 履歴事項全部証明書
（個人事業主の場合は確定申告書の写し又は住民票および開業届の写し）
- 市税の滞納の無いことの証明



事業認定 市 → 申請者

- 事業認定通知書を送付



研修・資格試験等受講

申請する事業者等が自ら企画する研修等の場合、受講者名簿の写しと実施状況写真が必要となりますので、ご準備ください。
資格試験の場合、結果通知書の写しが必要です。



交付申請

- 交付申請書（別記様式第8号）
- 研修実施報告書（別紙2）
- 研修等を受講したことを証する書類（修了証など）又は資格試験の結果通知書の写し等
- 研修等に要した経費の領収書の写し
- やまぐちごと応援サイト掲載事業者登録要件確認票

申請する事業者等が自ら企画する研修等の場合

- 受講者名簿の写し
- 実施状況写真



交付決定 市 → 申請者

- 交付決定通知書を送付



請求

- 請求書（別記様式第11号）